

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

(2025年6月期)

2025年12月



あかり監査法人

＜ 目次 ＞

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要.....	1
(1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ(経営方針及び監査品質向上に向けた取組みについて)	1
(2) 事務所概要	3
2. 経営管理の状況等	5
(1) 品質管理基盤	5
① 職業倫理及び独立性	5
② 監査契約の新規締結及び更新	6
③ 業務の実施	6
(2) 組織・ガバナンス基盤	9
(3) 人的基盤.....	10
(4) IT 基盤	12
(5) 財務基盤.....	12
(6) 国際対応基盤	13
(7) その他 (事業特性、対外コミュニケーション)	13
① IPO 実績	13
② ステークホルダーとのコミュニケーション	14
＜別紙＞ 監査法人のガバナンス・コードの適用状況	15

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

(1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ(経営方針及び監査品質向上に向けた取組みについて)

当監査法人は、準大手監査法人の出身者を中心に、2017年10月に設立された監査法人です。法人創業以来、上場企業に対する監査は元より、IPO志向会社に対する監査にも非常に力を入れて活動をしています。当監査法人は、監査を通じてクライアント企業にとっての真のパートナーとなることを目指しています。密なコミュニケーションを通じて、中小監査法人ならではの高品質な監査サービスを提供していくことを目標としています。クライアントとのコミュニケーションを通じて、そのビジネスモデルを正確かつ客観的に理解し、親身に、時に厳しく、クライアント企業の実態を深掘りして「はっきり」「あきらか」にし、その結果を経営陣に十分にお伝えする監査を実施していきたいと考えています。

「明り」という文字には、「物事をあきらかにする／はっきりさせる」という意味が、また「灯り」には「光を灯す／明るくする」「世の闇を照らす」といった意味合いがあります。私たちあかり監査法人の目標は、会計監査を通じて会社の実態を明らかにするとともに、クライアント企業の長期的な成長への道に灯りをともす存在になることです。そして、監査の中身がよく見えないという声に対してもそこに明りをともし、監査をわかり易いものとし、ひいては資本主義経済の発展に大きく貢献できる組織となりたい、と考えています。

監査業務においては、監査品質を最も重視しており、監査品質の向上のため、何よりメンバー一人一人が誠実性とプロフェッショナルとしての矜持を抱き、個々の職業的専門家としての能力を向上させることに絶えず挑戦していく姿勢が重要であると考えています。単に監査基準の求める要求事項を充足させることに心を奪われることなく、企業の実態を明らかにしていくこと、また、チーム内のコミュニケーションを重視し、チーム内での密な協議を通じて結論を導き出すことが、眞の意味での監査品質の向上につながるものと考えています。



統括代表社員 狐塚利光

上記の考え方のもと、当監査法人は以下のとおり経営方針を掲げています。

＜経営方針＞

私たちあかり監査法人は、公正かつ透明な監査を通じて、クライアントの成長に「あかり」を灯し、企業価値の向上に貢献します。プロフェッショナルな知識と技能を活かし、誠実かつわかり易い高品質な監査サービスを提供することを目指します。具体的には、以下を掲げています。

1. 誠実性

- 監査業務において常に透明性を重視し、クライアントに対して明瞭かつ詳細な説明を行います。これにより、監査のプロセスや結果に信頼を築きます。

2. クライアントとのコミュニケーション

- クライアントとのコミュニケーションを最優先に考え、相互理解を深めます。クライアントの課題を深く理解し、最適な監査サービスを提供します。

3. プロフェッショナリズムの追求

- 職員一人ひとりが専門家としての矜持を持ち、高い専門性と倫理観を持って業務にあたります。自由で積極的な職場環境の中で、自己成長とキャリアアップを図ります。

4. 繙続的な学習と改善

- 絶えず変化するビジネス環境に対応するために、最新の知識と技術を習得し続けます。また、業務プロセスの見直しと改善を怠らず、常に高品質なサービスを提供します。

5. フラットな組織文化

- フラットな組織文化を大切にし、職員全員が意見を共有しやすい環境を整えます。これにより、柔軟で迅速な対応を可能にし、クライアントの期待に応えます。

(2) 事務所概要

➤ パートナー

統括代表社員 狐塚 利光
代表社員 中田 啓
社員 進藤 雄士
社員 林 成治
社員 重見 亘彦
社員 成田 雅義
社員 吉澤 誉彦
社員 池上 政史

➤ 沿革

年月	事項
2017年10月24日	あかり監査法人設立
2017年12月4日	本店所在地を東京都新宿区から東京都港区元赤坂に移転
2018年10月1日	本部所在地を東京都港区元赤坂から東京都港区浜松町に移転
2020年10月26日	上場会社監査事務所登録制度において上場会社監査事務所名簿に本登録となる
2022年3月1日	札幌事務所を開設
2022年7月7日	本部所在地を東京都港区浜松町から東京都港区芝大門に移転
2023年4月1日	上場会社等監査人登録制度におけるみなし登録上場会社等監査人となる
2024年7月10日	上場会社等監査人名簿への登録
2025年7月25日	Crowe Globalとのビジネスアソシエイト契約の締結

➤ 所在地・連絡先

〈本部事務所〉

東京都港区芝大門二丁目12番10号 T&G浜松町ビル 2F

TEL 03-5358-9550 FAX 03-5358-9551

<札幌事務所>

札幌市中央区南一条西 5 丁目 14 番地の 1 札幌証券取引所ビル 5 F

TEL 011-213-1251

➤ 人員構成

(2025 年 6 月 30 日現在)

	常勤	非常勤	合計
社員	8	—	8
所属公認会計士	6	26	32
その他の監査実施者	2	4	6
その他	2	—	2
合計	18 名	30 名	48 名

➤ 監査対象会社数

(2025 年 6 月 30 日現在)

区分	社数
金融商品取引法・会社法監査	6
会社法単独監査	4
その他法定監査	1
上場準備 (IPO) 監査	12
任意監査	7
ファンド等	5
合計	35 社

主な監査対象会社 (大会社等)

株式会社 Casa
岡本硝子株式会社
株式会社バリューゴルフ
株式会社 Arent
株式会社 IDOM
ブリッジコンサルティンググループ株式会社
株式会社 農林漁業成長産業化支援機構

2. 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

当監査法人は、経営方針において重視する透明性やクライアントとのコミュニケーションを担保するため、品質管理規程を中心とし審査及びモニタリングを通じて監査品質を継続的に管理・改善するための品質管理システムを整備・運用しています。監査業務の品質管理に関する基本方針について「品質管理規程」を定め、関連する諸規程・監査ガイド等を整備・運用しています。監査品質の維持・向上のため、統括代表社員を責任者とする品質管理本部を設置し、監査ガイドの改訂、教育研修、品質管理システムのモニタリング等を行っています。

「品質管理規程」及び「監査業務の実施に関する方針又は手続に関する規程」において、統括代表社員を品質管理システムの整備・運用に関する責任者として定めています。統括代表社員の品質へのコミットメントに対するメッセージを法人のホームページ等に掲載し、非常勤職員も出席する全体研修会において繰り返し伝達することによって、法人全体で監査品質の重要性を認識し、監査品質の維持・向上に取り組んでいます。

当監査法人は、上場会社に対する監査及び上場準備会社に対する監査（IPOを想定した金融商品取引法に準じた（以下「準金商法」）監査。）を業務の中心としておりますが、パートナー1人当たり被監査会社数は比較的少ない状況にあります。このため、パートナーが各案件に十分に時間を割ける環境となっており、また年間を通じたモニタリングがしっかりと実施できる体制となっています。したがって、現状の品質管理体制は適切であると判断しています。

【AQI】パートナー1人当たり被監査会社（上場会社及び準金商法）数

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
社数	3.6	5.1	4.5

なお、当監査法人では、監査品質の維持の観点から、監査業務にリソースを優先的に配分する方針です。したがって、IPOに向けたショートレビューやIPO支援業務など将来の監査業務につながる可能性のある業務以外の非監査業務については、限定的な提供となっています。

① 職業倫理及び独立性

職業倫理の遵守及び独立性の保持に関する方針を定め、法令等の改正に伴い適時に改訂しています。職業倫理と独立性の方針及び重要性について非常勤職員も参加する全体会議で周知徹底しています。監査契約の新規受嘱時、意見表明前、年次の独立性チェック及び監査チームへの確認を実施しており、独立性に懸念がある場合には、品質管理部において速やかに対応できるようにしています。業務執行社員等のローテーションについては、継続関与期間の制限を超えないように品質管理本部において管理しています。また、同時提供禁止業務を明確にし、被監査会社に非監査業務を提供する際には事前に社員総会の承認を必要としています。

【AQI】独立性の遵守状況

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
独立性チェックリスト回答率	100%	100%	100%
違反件数	0件	0件	0件

② 監査契約の新規締結及び更新

新規監査業務の監査責任者に予定されているパートナーは、新規受嘱審査表を作成し、監査リスクの程度に応じて社員総会もしくは代表社員に承認を得ることとしています。監査業務の引継ぎに関しては、監査基準報告書に基づき前任もしくは後任監査人と十分な引継ぎを行うこととし、引継ぎの内容については議事録にて相互に確認することとしています。

監査契約の更新については、監査責任者が毎年適時に契約継続の適否を検討し、その結果について審査担当者もしくは社員総会の承認を得ることとしています。監査契約を中途解除すべきと判断した場合には、その根拠を社員総会に提出し社員総会による承認を必要としています。

なお、当監査法人は、IPO監査に注力しています。IPO準備会社の業務受嘱に際しては、社員総会において、対象会社のリスクと法人内のリソースを考慮した上で受嘱の可否を判断しています。

③ 業務の実施

(監査の基盤)

監査に関する法令及び諸規則に準拠して監査を実施するために「監査ガイド」を定めています。「監査ガイド」にしたがって監査を実施することにより、監査業務の統一化及び品質の維持が可能となります。また、不正リスクに適切に対応できるようにするために、その方針と手続を整備しています。特に、管理体制が脆弱な場合が多いIPO準備の会社に対しては、慎重に不正リスクシナリオを検討し、不正対応手続を立案・実施することを徹底しています。

(監査の方針)

監査現場では、業務執行社員が中心となって、チーム全員が監査リスク、監査手続、職業的懷疑心などについて積極的に議論を行っています。また、業務執行社員は被監査会社の経営陣及び監査役等とのコミュニケーションを重視しています。監査上のリスクのみならずビジネス上のリスクについても深い議論を行い、リスクアプローチに基づいて監査計画を立案します。

監査上の主要な検討事項（KAM）を経営陣及び監査役等とのコミュニケーションツールと考え、KAMを通じて監査上の重要論点の理解を得るとともに監査品質の向上を実現しています。このため、KAMがボイラープレート化しないよう、審査担当パートナーとの十分な協議、好事

例集等の研修を実施しています。経営陣及び監査役等と年間を通じて十分なコミュニケーションをとることによって被監査会社にコミュニケーション不足によるストレスを与えないよう留意しています。

(監査チームの特徴)

被監査会社の特性、チームメンバーの能力、経験、要望等を考慮し、常勤職員と非常勤職員のバランスを取りながらチーム編成を行っています。当監査法人では、現場で業務執行社員が中心となって監査業務を遂行し、監査チームメンバーに対し適切な指示を行い、適時に監査調書を査閲することによって監査品質を維持するとともに、被監査会社と密なコミュニケーションを実施し、被監査会社の課題を早期に把握することにより、監査論点に対する意思決定を迅速に行うことで、被監査会社にストレスを与えないチーム編成が可能となります。

(専門的見解の問合せ)

判断が困難で重要な事項や見解が定まっていないような事項について、必要な場合には外部の専門家に問合せることとしています。外部の専門家は、「会計・監査に関する事項」、「法務に関する事項」、「企業評価実務・株価算定に関する事項」、「不動産評価に関する事項」、「税務に関する事項」の5分野において資質、経歴、独立性等を検討してそれぞれ決定しています。

(審査の方針)

当監査法人は、審査規程において、全ての監査業務について監査計画段階から意見形成段階まで年間を通して審査を実施することとしています。審査担当者は、独立性、必要な知識・経験、能力等審査を行うために必要な適格性を有するパートナーから選任しています。業務執行社員と審査担当者は年間を通じて円滑なコミュニケーションを取っており、小規模な監査法人のメリットを十分に活かしています。特に重要な検討事項がある場合や監査チーム内や業務執行社員と審査担当者との間に判断の相違が生じた場合等は品質管理責任者が適切な処置をとることとしており、監査上の判断の相違が解決しない限り監査報告書を発行してはならないこととしています。

(監査調書の管理)

監査調書の取扱いは、監査調書管理規程において、監査調書の整理期間、整理後の取扱い、例外的な取扱い等について明文化しています。監査調書整理期間経過後の調書は品質管理本部へ提出することとし、監査調書の不適切な変更を防止しています。

なお、当年度から電子監査調書ツールをパイロット導入しています。全体研修において、電子監査調書の作成や管理上の留意点を周知するとともに、監査調書の整理期間及び整理期間後の取扱いについて再確認を行い、法人全体として調書管理の重要性について再認識しています。

(品質管理システム)

当監査法人は、品質管理システムに関する日常的モニタリングと監査業務の定期的なモニタリングを実施しています。品質管理本部もしくは社員総会で専任した者が実施し、その結果は社員総会に報告され、全パートナー間に共有されます。また、必要と判断した内容は研修等を通じて全構成員にフィードバックしています。

<監査法人内部の定期的な検証の結果>

年度	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
定期的検証の対象となる母集団(※)の社数	6社	8社	6社
上記のうち定期的検証対象社数	2社	2社	2社
カバー率	33%	25%	33%
結論	重要な不備事項なし	重要な不備事項なし	重要な不備事項なし

定期的検証は、一人の監査責任者に対して少なくとも2年に一度、一つの監査業務を検証の対象として選定し実施しています。

※ 定期検証の対象（母集団）は、大会社等(TOKYO PRO Marketを含む。)に対する監査を対象としています。

外部機関によるモニタリングとして、公認会計士協会による品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査が行われます。

<日本公認会計士協会の品質管理レビュー結果>

当監査法人においては、2022年8月1日から2023年7月31日までをレビュー対象期間とした品質管理レビューが2023年8月21日から2023年9月1日まで実施され、2023年12月に、以下の内容の品質管理レビュー報告書を受領しています。

- 通常レビューを実施した結果、レビュー対象期間末日におけるあかり監査法人の品質管理のシステムの整備の状況において、品質管理の基準に適合していない重要な不備事項は見受けられなかった。
- 通常レビューを実施した結果、レビュー対象期間におけるあかり監査法人の品質管理のシステムの運用状況において、当該品質管理のシステムに準拠していない重要な不備事項は見受けられなかった。

<公認会計士・監査審査会の検査の結果>

当監査法人は、過去に公認会計士・監査審査会の検査を受けておらず、検査結果通知書は受領していません。

(2) 組織・ガバナンス基盤

当監査法人は、パートナーからスタッフまで顔の見えるフラットで開放的な組織であり、役職を超えて監査論点等について頻繁に議論を行う文化があります。

当監査法人の組織体制は下記の組織図のとおりであり、最終的な意思決定機関は社員総会としています。統括代表社員が責任者である品質管理本部において監査業務の品質管理体制を管理監督しています。

当監査法人は、パートナー8名の小規模の法人であることから各パートナー間のコミュニケーションがとりやすい状況にあり、相互牽制が十分に機能しています。重要事項の協議・決定は毎月開催される社員総会において行っており、さらに必要に応じ適宜開催することで、機動的な組織運営を行っております。また、社員総会とは別に、少なくとも月に一度の頻度で経営会議（情報共有会議）を開催し、パートナー間での法人運営に関する情報共有を行っております。毎月、パートナー間での協議に十分な時間をかけており、その都度闇達な議論がなされています。現場に浸透させるべき情報については、パートナーが各監査チームとのコミュニケーションの中で伝達するとともに、グループウェアや研修会においても周知しています。

当監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機能を確保するため、当監査法人の法人運営や品質管理体制強化施策に対する適切な助言及び評価が期待できる外部の有識者として、元大手監査法人パートナーで品質管理・リスク管理担当の経験がある鈴木正明公認会計士を顧問とし、その知見を活用しています。鈴木氏には社員総会にオブザーバーとして参加を頂き、パートナーの討議内容に関して意見を頂いています。社員総会の議題については事前に共有し、社員総会では深い議論ができるような対応をしております。今後は、人事評価やステークホルダーとの意見交換の在り方等、より広範囲にわたる関与を期待しています。なお、鈴木氏が当監査法人及び当監査法人の被監査会社に対して利害関係がなく、独立性を保持していることは確認しています。



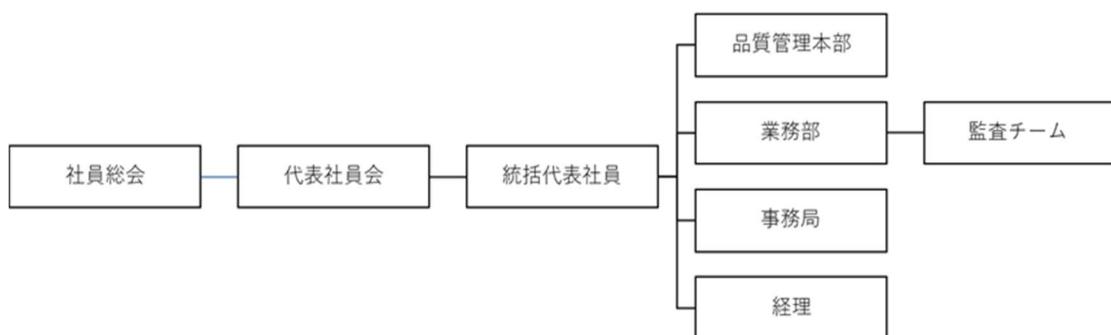
【AQI】社員総会の開催回数

種類	2025年6月期での開催回数
定時社員総会	1回
臨時社員総会	17回

鈴木正明 公認会計士。2006年6月中央青山監査法人評議員、理事長代行（品質管理、リスク管理担当）。2008年10月新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー。2011年7月 同監査法人コンプライアンス推進室室長。現在、公認会計士・税理士鈴木正明事務所所長。

当監査法人内における不服と疑義の申し立て、不正リスク等監査業務に対する情報提供及びコンプライアンス違反等への対応として、内部から弁護士等専門家に対する通報窓口、外部から統括代表社員向けの通報窓口をそれぞれ設定しており、通報案件については適時適切な対応を行っています。なお、通報者が不利益を被る危険を懸念することがないよう十分に配慮しています。

＜組織図＞



(3) 人的基盤

当監査法人の規模において監査品質の維持・向上のためには、人材の採用と育成が重要課題であると認識しています。採用に当たっては、年間の想定稼働総時間に基づき、年間を通して採用活動を行っています。採用活動においては統括代表社員が直接面接を行い、当監査法人の理念に沿った人材の採用を行っています。リソースの配分においては、各被監査会社の年間の想定総稼働時間に基づいた監査スケジュールを作成し、常勤者については評価、経験、要望等に基づいた戦略的アサインを行い、非常勤職員は経験等を考慮したアサインをしています。

非常勤職員も稼働可能な範囲で常勤職員と同様の年間を通じたアサインを行うとともに、常勤職員と同様の職業倫理の遵守と監査品質の維持（研修の受講を含む。）を求めています。非常勤職員には監査業務以外の幅広い知識や経験を有する者を多数在籍するため、それらの者を監査チームにアサインすることにより、職業的懐疑心の発揮等の場面において監査品質が向上することも期待できます。公認会計士以外にも、海外対応が可能な専門職員、IT監査の経験豊富なITの専門知識を有する専門職員等を複数名採用しており、現時点において、監査の品質を維持するリソースを十分に有しています。

当監査法人では、多様な働き方を推進しており、希望する常勤職員に対して週休3日制を導入し、構成員に対して一定の条件のもと兼業・副業を認めています。仕事に追われ、社会に対する視野が狭くなるといったことのないよう、職員の残業時間の管理や有給消化率の状況を注視しております。業務時間の管理を通じて、当監査法人以外での知識や経験を得る機会の提供や多様な働き方を推奨し、職員の成長をサポートするとともに人材の確保に努めています。

【AQI】専門職員 1人当たり年間残業時間

	2024年6月期	2025年6月期
時間数	116 時間	50 時間
	2024年6月期	2025年6月期

【AQI】専門職員 1人当たり有給消化率

	2024年6月期	2025年6月期
消化率	75%	70%
	2024年6月期	2025年6月期

人材育成においては、求める適性及び能力を育成・維持するための研修プログラムを品質管理本部が策定し、優先して研修時間を確保することによって各構成員の経験に応じた成長をサポートしています。研修プログラムは「職業倫理」、「会計・開示」、「監査・保証」、「税務」等の分野から選定をしています。特に、職業倫理、監査リスクの評価及び評価したリスクへの対応、不正事例研究といったテーマに重点を置いて選定しており、重要な内容の研修については法人必須研修として、非常勤職員を含む対象者全員に履修を義務付けています。また、当監査法人が力を入れている IPO 関連業務に関する外部研修やセミナーへの参加を積極的に推奨しています。さらに、統括代表社員が年に1回以上非常勤職員を含めた専門職員全員と個別面談を行い、各人の要望等について情報収集をし、将来のアサインに活かすとともにキャリア等についてアドバイスをすることにより、各人の動機付けや能力向上をサポートしています。加えて、当監査法人では業務執行社員が中心となって監査業務を実施するため、監査現場で直接チームメンバーに指示、指導をする機会が多く、チームメンバーにとってOJTでの成長を実感できる環境にあります。日常の監査業務の中でパートナーから会計監査以外の知見や経験を見聞きする機会も多いため、幅広い知見や経験を得ることができます。

人事評価においては、監査品質を最重要視し、1年間の業務内容、稼働時間、上位者からのコメント等を勘案し評価しています。評価は社員総会において十分な議論を行い、日常的なコミュニケーションを含め丁寧なフィードバックを実施し、その後の成長をサポートしています。少人数であるため、公正かつ公平な人事評価を実施できていますが、今後の人員増加に対応するため、職員人事評価規程を2026年6月末までに整備する予定です。

パートナー登用に関しては、一定の年数を経験した職員を対象として毎年実施する年度評価の結果に基づき、当監査法人の求めるパートナーへの登用条件に照らして社員総会で可否を検討します。

パートナーの評価に関しては、以下の取り組みに対する評価を重要視した上で、個別業務の品質管理、法人業務への関与、法人の組織拡充への貢献等を考慮して総合的に行い、代表社員会の決議をもって行うこととしています。これにより、パートナーが職業的懐疑心を十分に発揮した高品質な監査を実施することを意図しています。

- 監査品質の重視を第一とし、業務を遂行すること
- 職業倫理その他コンプライアンスに関する高い意識を持ち、職員の模範となるよう所管業務を遂行すること
- 当監査法人の経営理念及び経営方針を理解し、積極的に経営に参画すること

(4) IT 基盤

インターネットが社会的に普及し、多くの会社においてペーパーレス化やデジタルトランスフォーメーションの推進に向けた取り組みが進んできています。このような環境下で、監査で扱う情報量は拡大してきており、監査業務の高度化と効率化においては IT 基盤を整備していくことは不可欠と考えています。

当監査法人では、積極的にテクノロジーを活用すべく 2025 年 6 月期からクラウド型の電子監査調書ツールをパイロット導入しており、2026 年 6 月期からは全ての上場会社の監査業務に導入しています。これにより、監査調書をより高いセキュリティ環境のクラウドストレージに保存することができます。今後は、監査品質の維持・向上及び監査等業務の高度化・効率化を目的として、AI を活用した監査ツールの活用等テクノロジー投資を積極的に行い、被監査会社に対して最適な監査サービスを提供し続けることを目指しています。

当監査法人では、業務上必要な IT 機器は非常勤職員を含む全構成員に貸与しています。貸与 PC はクラウドファイルサーバーを利用し、セキュリティを強化しています。情報セキュリティについては、情報セキュリティ責任者を任命し、テクノロジー資源の取扱い等に関する規程に基づく対応をしており、セキュリティ事故防止に努めています。全体研修においても情報セキュリティの重要性について周知しています。

これらの IT 基盤の整備は、監査調書の適切な管理及び審査・モニタリングの実効性向上を通じて、当監査法人の品質管理システムを補完するものと位置付けています。

(5) 財務基盤

監査品質の維持向上のためには、健全な財務基盤が必要と考えています。監査品質の維持向上のための人材投資及びテクノロジー投資を継続していくためには収入の成長が必要であり、当監査法人の売上高は順調に推移しております。今後も、業務量と人員のバランスを取りながら収益基盤の強化を図ります。

＜直近 3 年分の収入の推移＞

(単位：千円)

	第 6 期		第 7 期		第 8 期	
	売上高	2022 年 7 月 1 日～ 2023 年 6 月 30 日	2023 年 7 月 1 日～ 2024 年 6 月 30 日	2024 年 7 月 1 日～ 2025 年 6 月 30 日		
監査証明業務						
非監査証明業務	277, 823		347, 211		472, 087	
	55, 064		123, 604		92, 493	
合計	332, 887		470, 816		564, 580	

特定の被監査会社からの報酬割合が高い場合、その会社との契約が解除されることにより、法人経営に大きな影響を与えるだけでなく、厳格な監査が行えず監査品質に大きな影響を与える可能性があります。「倫理規則」では、特定の被監査会社からの報酬額が法人の総

収入の15%を超える場合には、一定の制限を設けています。当監査法人の報酬依存度の状況は以下のとおりであり、15%を大きく下回っています。

＜報酬依存度＞

	2024年6月	2025年6月
最も報酬額の高い被監査会社に対する報酬依存度	8.4%	7.7%

(6) 国際対応基盤

当監査法人の被監査会社におけるグローバル化の状況においては、海外赴任経験のあるパートナー及び専門職員等を含む当監査法人の人材で十分な対応が可能となっています。また、2025年7月に Crowe Global との間でビジネスアソシエイト契約を締結しております。当該契約は、拘束力の強い所謂グローバルネットワークへのメンバーファームとしての加盟を意味するものではありませんが、これにより、よりスムーズな海外子会社対応が可能となっています。現在の当監査法人の被監査会社においては、監査上重要な海外拠点を有している会社はないため、海外ネットワークの強化の必要性は高くないと考えておりますが、今後の当監査法人の規模拡大、被監査会社の海外展開等、国際対応がより必要となることが想定される場合には、速やかに国際対応基盤の強化を実施していく方針です。

(7) その他（事業特性、対外コミュニケーション）

① IPO 実績

当監査法人は法人設立以来、IPO 監査に注力して活動しています。

2025年6月期までのIPO 実績は、以下のとおりです。

会社名	上場日	上場した市場
筑波精工株式会社	2018年11月28日	東京プロ・マーケット市場
株式会社 Arent	2023年3月28日	東証グロース市場

ショートレビューと IPO 監査の各年度における新規契約社数の推移は以下のとおりです。

(単位：社)

年度	ショートレビュー	IPO 監査
2023 年 6 月期	11	4
2024 年 6 月期	11	7
2025 年 6 月期	4	4

当監査法人では、パートナー全員がショートレビューや IPO 監査といった IPO 実務を経験しており、IPO における知見を十分に有しています。ショートレビューでは IPO に向けての課題抽出及び助言を的確に行うことができ、IPO 監査においては高い監査品質を維持することが可能となっています。

② ステークホルダーとのコミュニケーション

本報告書を活用することによって、監査品質の向上に向けた取り組み、監査業界や当監査法人への期待等について資本市場の参加者等と意見交換を行い、そこでの有益な情報や意見を経営に活かしていきます。

なお、被監査会社の経営者や監査役等とは業務執行社員が中心となって密なコミュニケーションを実施しており、そこでの意見を監査業務の品質向上に役立てています。

＜別紙＞ 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則1 【監査法人が果たすべき役割】			
	指針	対応状況	本編参照箇所
1-1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	品質を最重視する経営方針を定め、監査品質の維持向上のため種々の業務管理体制を整備しています。また、統括代表社員は、全体研修において経営方針を全構成員に伝えることでトップとしての姿勢を明らかにしています。	1(1)監査事務所の最高責任者からのメッセージ
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	法人の構成員が共通に保持すべき価値観を経営方針において明らかにし、監査品質の維持向上のために必要な諸施策について全体研修において全構成員に周知しています。	1(1)監査事務所の最高責任者からのメッセージ
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・發揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	プロフェッショナルリズムの追求を経営方針の一つに掲げ、日常業務におけるコミュニケーションや統括代表社員による面談等により隨時フィードバックを実施しているため、能力発揮の提供機会と動機付けが可能となっています。	1(1)監査事務所の最高責任者からのメッセージ 2(3)人的基盤

1-4	<p>監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<p>フラットな組織文化を経営方針の一つに掲げるとともに、少人数かつパートナーが積極的に現場に赴くため、日常業務におけるコミュニケーションの機会が多く、開放的な組織文化・風土を醸成しています。</p>	<p>1(1)監査事務所の最高責任者からのメッセージ 2(1)品質管理基盤 2(2)組織・ガバナンス基盤</p>
1-5	<p>監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。</p>	<p>監査品質の維持・向上の観点から、監査業務にリソースを優先的に配分する方針です。このため、非監査業務については限定的と考えています。また、兼業を認めていますが、独立性や利益相反については法人のルールにしたがって確認しています。</p>	<p>2(1)品質管理基盤</p>
1-6	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。</p>	<p>現時点において該当ありません。業務上必要となった場合には適時に検討することとします。</p>	<p>2(6)国際対応基盤</p>

原則 2		監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
		指針	対応状況	本編参照箇所
2-1		監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当監査法人はパートナー8名の小規模な監査法人です。本部事務所はワンフロアとなっており、物理的に各パートナーのコミュニケーションが取りやすい状況にあります。法人の重要事項の決定は社員総会での決議を要することとしており、定時の社員総会のほか、臨時での社員総会を必要に応じ適宜開催することで、監査品質の確保の観点からも実効的な組織運営を行っております。したがって、現時点においては経営機関を設置する必要はないと考えています。	2(2)組織・ガバナンス基盤
2-2		監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度あ	・監査品質の維持・向上に必要な組織体制、被監査会社との意見交換を行う環境、人材育成の環境等それぞれにおいて整備をしております。 ・職員の評価規程については2026年6月末までに整備する予定です。 ・2025年6月期から電子監査調書ツールのパイロット導入をしており、2026年6月期からは全ての上場会社の監査業務に関して電子監査調書ツールを適用しています。それ以外の監査におけるテクノロジーの活用に	2(1)品質管理基盤 2(2)組織・ガバナンス基盤 2(3)人的基盤 2(4)IT基盤

	<p>る意見交換を行う環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	<p>については、AIの活用も含め、重要課題として現在取組中です。</p>	
2—3	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>社員候補者においては、一定の年数を経験した職員を対象として毎年実施する年度評価の結果に基づき、当監査法人の求めるパートナーへの登用条件に照らして社員総会で可否を検討しています。</p>	2(3) 人的基盤

原則3 【組織体制】			
	指針	対応状況	本編参照箇所
3-1	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当監査法人はパートナー8名の小規模の法人であることから各パートナー間のコミュニケーションがとりやすい状況にあり、相互牽制が十分に機能しています。重要事項の協議・決定は少なくとも月に一度開催される社員総会で行うほか、社員総会とは別に少なくとも月に一度の頻度で経営会議（情報共有会議）を開催し、パートナー間での情報共有を行っています。毎月、パートナー間での協議に十分な時間をかけており、その都度闊達な議論がなされています。こうした議論を通じて一定程度の各人の監督評価がされていると考えています。	2(2)組織・ガバナンス基盤
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	元大手監査法人のパートナーで品質管理・リスク管理担当の経験がある独立性を有する外部の第三者の知見を活用しています。法人運営や品質管理体制強化施策に対する助言や評価を期待しています。	2(2)組織・ガバナンス基盤

3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <p>経営機能の実効性向上に資する助言・提言</p> <p>組織的な運営の実効性に関する評価への関与</p> <p>経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</p> <p>法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</p> <p>内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</p> <p>被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</p>	<p>当年度は、社員総会への参加を通じて経営機能の実効性に対する助言、組織的な運営の実効性に関する助言に限られているので、今後は左記の範囲まで広げて、その知見を活かしていくことを検討する方針です。</p>	2(2)組織・ガバナンス基盤
3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>独立性を有する第三者に対しては、十分な検討時間が確保できるよう社員総会の議題について事前に共有しています。今後は、関与範囲の拡大に合わせて必要な情報を適時適切に提供するようになります。</p>	2(2)組織・ガバナンス基盤

原則4 【業務運営】			
	指針	対応状況	本編参照箇所
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	監査現場においてはパートナーが中心となって、監査品質向上のための自由闊達な意見交換や議論を行っています。また、監査現場からの重要情報については少なくとも毎月一度の頻度で開催される社員総会や経営会議の場でパートナー全員に共有されています。社員総会で決定された事項等については適時にパートナーから監査現場に浸透させています。	2(2)組織・ガバナンス基盤 2(3)人的基盤
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	人材育成に関しては、研修内容を品質管理本部が選定し、不正事例等の重要な内容の研修については、法人必須研修として非常勤職員を含む対象者全員に履修を義務付け、また十分な研修時間を確保することで、職業的専門家としての育成を図っています。また、パートナーによるOJTや統括代表社員による面談等を通して構成員を育成し、士気を高め、能力を発揮する機会を提供しています。 職員の評価については、社員総会において品質項目を中心に評価し、十分な議論を実施しています。なお、評価規程を2026年6月末までに整備する予定です。 パートナーの評価に関しては、監査品質の重視、職業倫理の遵守、経営理念及び経営方針の理解に関する取り組みを重要視した評価を	2(3)人的基盤

		実施しています。これにより、パートナーが職業的懷疑心を十分に発揮した高品質な監査を実施することを意図しています。	
4—3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <p>法人のそれぞれの部署において、職業的懷疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</p> <p>法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</p> <p>法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</p> <p>法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</p>	<p>構成員の経験や能力を評価・考慮し、適切かつ計画的な業務の割り当てを行っています。監査業務にリソースを優先的に配分する方針から、常勤職員の非監査業務の経験や事業会社等への出向の機会は限られますが、パートナーとのコミュニケーションの中で幅広い知見を提供できるようにしています。なお、監査業務以外の幅広い知見や経験を有する非常勤職員を監査チームに配置することが、よりバランスのとれた監査チームの構成に資するものと考えています。</p>	<p>2(1)品質管理基盤</p> <p>2(3)人的基盤</p>
4—4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	定期的に被監査会社の経営幹部及び監査役等とはコミュニケーションをとっています。監査リスクのみならずビジネスリスク等についても深い議論を実施しており、良きビジネスパートナーとしての関係構築に努めています。	2(1)品質管理基盤
4—5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念するがないよう留意すべきである。	内部及び外部からの通報制度を整備しており、規程において通報者が不利益を被らないよう定めています。	2(2)組織・ガバナンス基盤

原則5 【透明性の確保】			
	指針	対応状況	本編参照箇所
5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>現在、被監査会社には主に品質管理の状況について業務執行社員が説明しています。今後は年次報告書をホームページ上で公表するとともに、他の関係者に対しても理解頂けるよう努めて参ります。</p>	2(1)品質管理基盤
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <p>会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</p> <p>法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</p> <p>監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</p> <p>監査法人における品質管理体制の状況</p> <p>経営機関等の構成や役割</p> <p>監督・評価機関等の構成や役割、独立性を有する第三者</p>	<p>現在は、業務執行社員が必要に応じて被監査会社に説明しています。今後は年次報告書をホームページ上で公表するとともに、他の関係者に対しても理解頂けるよう努めて参ります。</p>	本編を通して

	<p>の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</p> <p>法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</p> <p>監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）</p> <p>規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</p> <p>特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</p> <p>海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</p> <p>監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</p>		
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <p>グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</p> <p>グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）</p> <p>会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</p> <p>会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</p>	<p>グローバルネットワークへのメンバーフームとしての加入はありませんが、2025年7月に Crowe Globalとの間でビジネスアソシエイト契約を締結しており、これにより、よりスマートな海外子会社対応が可能となっています。</p>	2(6)国際対応基盤
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>被監査会社とはパートナーを中心に定期的に意見交換をしています。今後は年次報告書を活用し、その他の関係者との意見交換の機会も検討していく予定です。その際、独立性を有する外部の第三者の知見も適宜活用するようにします。</p>	2(2)組織・ガバナンス基盤 2(7)その他
5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>今後、監査法人の組織的な運営に関する原則の適用状況や監査品質の向上に向けた取組みについて定期的に評価し、改善活動につなげていきます。また、品質管理担当責任者である統括代表社員が、毎年6月30日</p>	本編を通して

		を基準日として品質管理システムについて評価を実施しています。	
5—6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	被監査会社からの評価結果及び品質管理システムの評価結果については社員総会にて共有し運営の改善に活用しています。その他の関係者からのコメントがあつた場合には同様の対応をする方針です。	2(7)その他

以上